あなたの家にも
消防法令等の改正により
住宅用火災警報器の設置が義務付けられます！

消防局予防課

改正内容は次のとおりです！

目的は？

※　平成１５年中の住宅火災による死者の数が、１７年ぶりに１，０００人を突破したことや、今後迎える高齢化社会とともに死者数の増加が懸念されます。住宅火災による死者の７割以上が逃げ遅れによるもので、早く火災を知り避難することにより、住宅火災による死者数を減少させることが目的です。

施行日はいつから？

※　新築住宅・・・平成１８年６月１日から
※　既存住宅・・・平成１８年６月１日から平成２３年６月１日までに設置して下さい。

設置義務者は？

※　住宅の関係者（所有者、管理者又は占有者）です。

住宅用火災警報器とは？

※　住宅用火災警報器は天井や壁に設置し、火災の初期の段階で煙を感知して警報音や音声により知らせる器具です。
　電源については、AC１００V タイプや電池タイプがあり、電池タイプは天井や壁に簡単に取付けることが可能です。

【　警報器例　】

≪天井設置式≫　　≪壁掛式≫

・・・煙感知器・・・

【　設置例　】

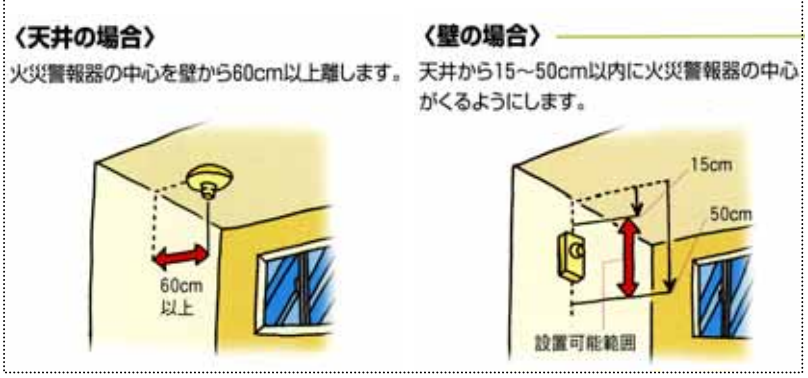

住宅用火災警報器等の設置場所は？

まず 寝室

※　普段就寝している部屋が該当し来客時のみ就寝する部屋は除きます。

子供部屋（寝室）

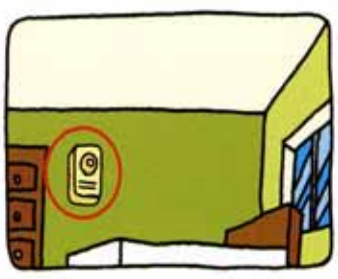

主寝室

次に 階段の上

※　寝室がある階の階段
※　１階など容易に避難できる階は除きます。

３階建て住宅の場合は

※　寝室が３階以上にある階で、住宅用火災警報器を取付けた階（３階以上の階）から２階下がった階の階段に設置します。
※　寝室が１階など避難しやすい階のみにある場合、最上階の階段に設置します。

それ以外では・・・

※　１つの階に７㎡（四畳半）以上の居室が５以上ある階の廊下（廊下がない場合は階段）

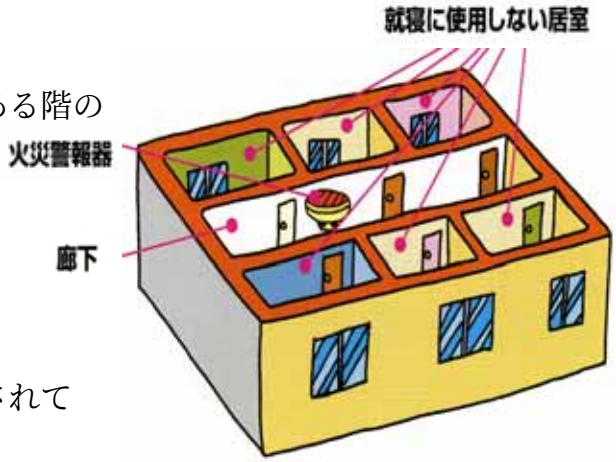

設置時の届出等の義務付けは？

※　届出や検査を受ける義務はありません。

設置しなくてもよい場合は？

※　自動火災報知設備やスプリンクラー設備が設置されている住宅は設置する必要はありません。

住宅用火災警報器の性能は？

※　国により性能（規格）が定められています。右のマークのついているものは国の技術基準に適合しています。

NS
日本消防検定協会

問合せ先は？

※　消防局予防課または最寄りの消防署へお願いします。

問合せ先	所　在　地	電話番号
消防局予防課	大津市御陵町３－１	０７７－５２５－９９０２
中　消　防　署	〃	０７７－５２５－０１１９
北　消　防　署	大津市真野二丁目２３－１	０７７－５７２－０１１９
南　消　防　署	大津市光が丘町５－１	０７７－５３３－０１１９
東　消　防　署	大津市大江四丁目１８－１	０７７－５４３－０１１９

注意！

「いますぐ取り付けなければならない」や「この住宅用火災警報器でなければならない」といって購入を強引に勧めるような･･･

≪悪質訪問販売にご注意ください≫